

合同会議等の検討事項と進め方について

1. 目的

我が国は、2050年カーボンニュートラルの実現、また、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと宣言した。

また、本年10月に閣議決定された地球温暖化対策計画等において、住宅・建築物分野について、2050年の目指すべき姿を示しつつ、2030年度に、新築についてZEH・ZEB水準の省エネ性能が確保されること、新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が導入されることを目指すこととされた。こうした状況を踏まえ、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準を整備する必要があることから、合同会議等で検討する。

2. 検討事項

住宅・非住宅の省エネルギー性能に係る次の基準の見直し

- ① 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物の認定基準の見直しについて
- ② 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく誘導基準の見直しについて
- ③ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度におけるZEH水準を上回る等級について
- ④ その他

3. 検討体制

2. ①の基準については、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」及び「中央環境審議会 地球環境部会 住宅・建築物の脱炭素化に関する専門委員会」合同会議（以下「3省合同会議」という。）により検討を行う。

2. ②の基準については、経済産業省令・国土交通省令で定めるものとされていることから、「総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ」及び「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」の合同会議（以下「2省合同会議」という。）により検討を行う。

2. ③の基準については、国土交通大臣が定めるものとされていることから、「社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会」（以下「国交省会議」という。）により検討を行う。

4. 検討の進め方

(令和3年度)

11月4日 3省合同会議 (①低炭素建築物の認定基準)

2省合同会議 (②誘導基準)

国交省会議 (③ZEH水準を上回る等級)

11月24日 3省合同会議 (①低炭素建築物の認定基準告示案)

2省合同会議 (②誘導基準省令案)

国交省会議 (③ZEH水準を上回る等級告示案)

(～パブリックコメント～)

1月頃 社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会への報告

3月頃 公布

(①低炭素建築物の認定基準、②誘導基準、③ZEH水準を上回る等級)

(令和4年度)

④その他